

令和2年3月25日開催の当委員会における調査審議を踏まえ、当委員会として、下記の意見を取りまとめた。

記

- 1 情報資産や構成機器の廃棄時の適切な処理の実施をはじめ、自治体の情報セキュリティに関する昨今の情勢を踏まえ、委託先の監督について万全を期すなどサプライチェーン全体の安全性を意識しつつ、地方税共同機構（以下「機構」という。）として、情報セキュリティの確保・向上に取り組むことが必要である。特に、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」が改訂された際には、機構においても、改定内容への対応を早急に実施してもらいたい。
- 2 新型コロナウイルスの感染拡大等を踏まえ、事業所の一時閉鎖等が必要となる事態における業務継続の方策や手順を整理しておくとともに、在宅勤務の場合でも、機構が共同処理する地方税関係業務について、機密性・可用性が確保されることとなるよう、業務継続計画を整備してもらいたい。
- 3 個人情報保護法が改正された際には、改正法施行に合わせて、機構においても必要な対応を行ってもらいたい。

令和2年3月25日

機構処理税務情報保護委員会委員長

佐々木 良一

地方税共同機構

理事長 加藤 隆 殿